

グリーンインフラ創出促進事業 公募要領

令和 5 年 12 月 8 日

国土交通省総合政策局環境政策課

1. 公募概要

グリーンインフラ創出促進事業(以下「本事業」という。)は、企業等の新技術の実用化促進に向けた研究・開発等の支援を行い、CO2 吸収源対策に加え、雨水貯留・浸透等の防災・減災、ポストコロナの健康でゆとりある生活空間の形成等に資するグリーンインフラの社会実装による GX への移行促進を目的とした事業です。

2. 公募対象技術

本事業の公募対象とする研究・開発技術は、次のとおりです。

なお、公募開始時まで広く実用化されている技術^{※1}は公募の対象とはなりません。

[公募対象の技術]

対象技術Ⅰ：防災・減災に係る雨水浸透技術

対象技術Ⅱ：定量的な効果のモニタリング技術

対象技術Ⅲ：上記以外でグリーンインフラに関する技術

対象技術Ⅲは、新技術の実用化に向けた研究・開発等の必要性が認められる提案であれば選定の対象とします。

(※1) 既に実施として導入済み、契約済みの技術とします。ただし、実用化されている技術を組み合わせて既存技術よりも効率的、経済的な効果の向上が可能なものは、公募の対象とします。

3. 事業の具体的内容

本事業では、以下の事項について調査・検討・小規模実証のうえ、得られた知見やデータによる分析・研究の成果を報告書として取りまとめて頂きます。なお、本事業の実施者(以下「実施者」という。)は実証フィールドとなる地方公共団体等の土地の所有者(以下「実証フィールド提供者」という。)の協力の下に実施するものとします。

- 1) 新技術導入における配置・構造上の留意点、既存設備の活用可能性
- 2) 新技術導入にあたっての設計及び設置の方法並びに留意点
- 3) 新技術導入によるアウトプット・アウトカムの整理及び効果測定

- 4) 新技術の設置及び維持管理に係るコストの把握及びその縮減方策
- 5) 新技術導入における他の土地での適用性（適用条件、推奨条件）
- 6) その他、必要な事項

なお応募された技術については、「8. 実施者の選定」のとおり総合的に審査されます。

4. 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定しています。

契約締結日の翌日～令和7年3月31日（月）

5. 費用の負担等

国土交通省の費用負担の限度額等は次のとおりです。

費用負担限度額：1技術あたり850万円程度※²

技術研究開発期間：原則1年以内

（※2）費用負担限度額については、間接費及び消費税込み。

6. 参加資格要件

本事業の実施者は、次の資格を満たし、かつ現地での実証等のためのフィールドの提供等、地方公共団体等の土地所有者の協力が得られることを証明できる者としてします。なお、複数の企業、機関等からなる共同体も実施者となることができます。その際は、共同体の中から本事業に係る代表者を選定して頂き、その者は、共同体を代表して、本事業に係る連絡調整等を国との間で行うものとしてします。なお、共同体を構成する全ての者が以下の（1）から（5）の要件に適合している必要があります。

また、共同体が実施者となる場合は、別添資料2「共同体協定書（例）」を参考に、共同体協定書を締結し、応募書類提出時にその写しを提出して頂きます。共同体協定書に定める、共同体発足から解散までの期間は「応募書類提出日から令和7年3月31日（月）」としてください（当該期間を含む期間も可）。

- （1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- （2）令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格の申請を行い、契約日までに有する者であること（但し、地方自治体を除く）。なお、申請中の者は申請が確認できる書類を提出すること。
- （3）国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- （4）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして

国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 実施者が以下の各号のいずれかに該当していること。

- ① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他公的研究開発機関
- ② 研究を目的にもつ、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人並びに公益財団法人
- ③ 日本に登録されている民間企業等^{※3}

※3「③日本に登録されている民間企業等」は、以下の基準を満たすことを条件とする。

1) 民法、商法その他法律により設立された法人であること。

(定款及び財務諸表を添付すること)

2) 応募した技術研究開発を実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本申請に係る主たる技術研究開発のための拠点を有すること。

(応募した技術研究開発を自ら実施できる能力を有する機関であることを証明する資料を記載・添付等すること。(例) 研究開発施設や事務所の所在地、研究施設の概要、近年の学会等研究開発活動に関する報告書等)

3) 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

(6) 業務を実施するにあたり知り得た情報を外部に漏らし、または、他の目的に利用してはならない。

7. 応募続き

(1) 公募期間

令和 5 年 12 月 8 日（金）～令和 6 年 1 月 23 日（火）17:00（必着）

(2) 応募方法

- ・応募書類（別添様式（1～5））を、「17. 応募先及び問合せ先等」に記載の E-mail アドレスへ送付してください。
- ・ファイル容量は原則 10MB 以下としてください。提案内容の説明に動画が必要な場合など、やむを得ず 10MB を超える場合は、提出に先立ってその旨を「17. 応募先及び問合せ先等」に記載の E-mail アドレスへご相談ください。ただし、動画を提出する場合は再生時間を 1 分以内としてください。
- ・応募にあたっては指定した様式を参考として、日本語で作成し、指定した枚数を大幅に超えることや枠をはみ出して作成することのないようお願いいたします。また、文字の大きさについては 10.5pt 以上としてください。

応募に必要な書類は下記のとおりです。

様式 1 応募書類表紙

様式2 応募様式

様式3 事業計画

様式4 必要経費概算

様式5 研究履歴

(3) 応募に当たっての注意事項

- 1) 同一の技術研究開発内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 本公募への応募にあたっては、本事業の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することに留意して下さい。
- 3) 本公募の期間に遅れた場合には、受け付けません。
- 4) 上記に示した応募方法以外による応募資料の提出は受け付けません。
- 5) 公募期間終了後の応募書類の修正には応じられません。また、選定後においても応募書類の記載内容の変更は原則認めません。
- 6) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。
- 7) 応募にあたり、実証フィールドについて、実証施設の設置スペース、埋設物等の施工障害の有無、他工事の影響等、適切性を十分に確認しておき、必要な場合は、埋設物の調査等を行うこととします。
- 8) 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- 9) 次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。
 - ① 資格要件等を満たさない者が応募書類を提出した場合
 - ② 応募書類に虚偽が認められた場合

8. 実施者の選定

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、有識者からなるグリーンインフラ創出促進事業評価委員会(以下「評価委員会」という。)委員による応募書類の審査、ヒアリング審査を行います。ただし、提案内容によっては、ヒアリングを行わない場合が有ります。

審査は、評価委員会において次の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので、予めご了承ください。

- ① 導入可能性：地域課題への対応及び応用性、成果の幅広い普及を通じた国民生活や経済活動に対する効果・意義が期待できるか
- ② 実現可能性：少ない財政措置を前提に目標達成及び実用化が技術的に可能であるか
技術研究開発計画、経費、実施体制は適切か

③ 技術革新性：既存の技術に比べてどの程度の新規技術研究開発要素が認められるか

ヒアリング審査では、提案内容についてのプレゼンテーション等を行っていただきます。プレゼンテーションの実施方法・日時等は、事前に応募者に通知します。

9. 選定結果等の公表・通知・委託契約

(1) 選定結果

応募者に対して選定結果を E-mail にて通知します。また、選定結果については、国土交通省ホームページにて公表します。

(2) 選定の取り消し

選定を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、選定を取り消すことがあります。

- 1) 虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- 2) 取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定の取り消しが必要と認められたとき。

(3) 委託契約

評価委員会における審査結果等を踏まえ、提案の選定にあたっては応募書類の修正を求める場合があります。選定後、委託契約に必要な実施計画書等の承諾関係書類（様式等については別途通知します。）を提出いただき、国土交通省と委託契約を締結します。なお、委託契約期間は令和6年度の単年度とします。

10. 委託契約に関する留意事項

国土交通省は、実施者と委託契約を締結することにより、実証事業の実施に係る費用の一部について、負担いたします。（実施者が複数の企業、機関等からなる共同体の場合は、その代表者が所属する法人と委託契約する。）委託費の支払いは、年度末に委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、委託契約条件については、別添資料1「委託契約書（案）」を参照してください。外注に関する契約条件については、委託契約書第3条により、外注は同条に規定する「再委託」に該当します。また、複数の企業、機関等からなる共同体にて実証事業を実施する場合は、別添資料2「共同体協定書（例）」を参考に、共同体協定書を締結し、応募書類提出時にその写しを提出して頂きます。

11. 成果品の取扱い

選定された実証事業については、以下の成果品類を提出していただきます。なお、国土交通省は提出された報告書等を自由に公開できるものとします。

① 報告書（A4 判） 2 部^{*4}

② その他調査職員が指示するもの 1 式

（※4）製本したものと併せて、電子データを提出してください

12. 知的財産権の取り扱い

1) 委託研究開発によって得られた知的財産権

委託研究開発によって得られた知的財産権は、原則として国土交通省に帰属しますが、受注者の研究開発のインセンティブの確保のために必要と認められる場合には、日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法第 17 条）により、国土交通省が承継しないことがあります。この場合には、当該知的財産権は原則として受注者に帰属します。なお、受注者に帰属することとなった知的財産を権利化するための経費（特許出願、出願審査請求、補正、審判等に係る経費等）については、受注者負担となります。知的財産権の詳細な取り扱いについては、契約時に定めることとします。

なお、受注者への帰属を希望する知的財産がある場合、応募資料において、その旨を明らかにしてください。

2) 委託研究開発によらずに得られた知的財産や試行開始前から保有していた知的財産

委託研究開発によらずに得られた知的財産や試行開始前から保有していた知的財産は、受注者に帰属します。本事業の成果について、国家的見地から緊急的な対応が必要な場合等公共目的で広く利用する必要がある場合には、その使用を認めていただきます。また、本制度による当該実証事業の成果である特許権等について専用実施権及び独占的な通常実施権を設定しないこととします。

13. 成果の公表

委託完了時（委託実施期間内においては、公表しようとするとき）に、成果の公表を行う場合は、国土交通省と公表の可否等について協議して下さい。

事後評価後、国土交通省グリーンインフラ創出促進事業公募のホームページで、公募の成果概要や評価結果を公表します。

14. 成果のフォローアップ

委託期間終了後、実施者の代表者に対して行う成果の行政実務への応用化、実用化状況等の調査に協力していただくことがあります。

15. 個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、技術の選定及び本プロジェクトに関する活動への呼びかけ以外の目的に使用しません。

16. 応募資料の取扱い

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表しません。ただし、実施が適切であると判断されたものについては、協議の上、その概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、担当部局で責任をもって保管、廃棄します。

17. 応募先及び問合せ先等

(1) 応募先及び問合せ先（担当部局）

国土交通省 総合政策局 環境政策課 グリーンインフラ創出促進事業担当 宛
電話 03-5253-8111（内線 24-332）

E-mail : hqt-green-infra@gxb.mlit.go.jp

(2) 問合せ期間

令和6年1月23日（火）17:00 まで

(3) 問合せ方法

E-mail（様式自由。使用言語：日本語）にて受け付けます。

(4) 問合せ内容と回答の公開

寄せられた質問および回答につきましては、応募手続きの公平性等の観点からの必要に応じ、ホームページにて順次回答（公開）いたします。

18. 研究開発経費の適正な執行について

(1) 不合理な重複・過度の集中の排除

研究開発経費（他府省の競争的資金等含む）の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、国土交通省は、以下の措置を講じることができることとします。

1) 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他の開発資金配分機関に情報提供する場合があります、不合理な重複及び過度の集中があった場合には選定しないことがあります。

2) 応募書類に記載されている研究開発経費の応募・受け入れ状況について事実と異なる記載があった場合は、選定の取消し又は委託費の減額をすることがあります。

(2) 不正使用・不正受給ならびに開発上の不正について

1) 不正使用及び不正受給への対応

研究開発を受託した者は、「研究機関における公的開発費の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成27年6月2日改正）（以下、「ガイドライン」という。）」（国土交通省のホームページ

（<http://www.mlit.go.jp/common/001091878.pdf>）参照）の第1節から第6節に準じて、費用の不正使用等の防止等を図るための取組を実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正な使用及び不正な受給を行った研究開発を受託した者及びそれに共謀した研究開発を受託した者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務を怠った研究開発を受託した者に対して、ガイドラインの第8節④に準じて、事案に応じて、不正な使用又は不正な受給に関わる開発資金の返還等、国土交通省所管の開発資金への応募申請の制限、開発資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

2) 開発活動における不正行為への対応

研究開発を受託した者は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成27年6月2日改正）（以下「指針」という。）」（国土交通省のホームページ

（<http://www.mlit.go.jp/common/001091876.pdf>）参照）の第4章から第5章に準じて、不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するための取り組みを実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正行為（捏造、改ざん及び盗用）があったと認定された場合、不正行為があったと認定された開発の不正行為に関与したと認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されていないものの、不正行為があったと認定された研究開発に係る論文等の内容について責任を負う者としてされた当該論文等の著者に対して、指針の第6章6.（4）に準じて、事案ごとに、費用の配分停止、申請の不選定、不正行為に係る資金の返還等、国土交通省所管の開発資金等への応募申請の制限、開発資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

19. その他

本要領に記載のない事項については、別途協議を行うこととします。

また、公募期間中に本要領に変更があった場合、国土交通省ホームページ（本要領を掲載するページ）に変更後の要領を掲載いたしますので、ご注意ください。